

令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、超高齢社会における医療・福祉職の人材確保を図るとともに、加速する少子化進行の緩和のため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（令和5年8月10日実施）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業対象資格 医療・福祉分野の資格として青森県知事が認める資格をいう。
- (2) 医療・福祉職 事業対象資格に基づく業務をいう。
- (3) 県内医療機関等 県内の医療機関や福祉施設等をいう。
- (4) 18歳未満の世帯員 世帯を構成する者のうち平成18年4月2日以降に出生したものをいう。
- (5) ひとり親世帯 18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号の要件を満たし、かつ、第3号又は第4号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 世帯等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 移住前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、支援金の交付の申請日（以下「申請日」という。）においても現に養育していること。
 - イ 交付対象者と18歳未満の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - ウ 交付対象者と18歳未満の世帯員が、申請日において、同一世帯に属していること。
 - エ 交付対象者と18歳未満の世帯員が、いずれも令和5年4月1日以降に移住したこと。
 - オ 交付対象者と18歳未満の世帯員が、いずれも申請日において本市に居住していること。
 - カ 交付対象者を含む世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件
 - (ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に在住していたこと。
 - (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、県外に在住していたこと。
 - イ 移住先に関する要件
 - (ア) 本市在住期間が、申請日において、移住後1年以内であること。
 - (イ) 本市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
 - ウ その他の要件
 - (ア) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人であること。

- (イ) その他青森県知事及び市長が交付対象者として不相当と認めた者でないこと。
- (3) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 事業対象資格を有していること。
- イ 県内医療機関等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。
- ウ 次に掲げるいずれかで紹介されている求人に対して応募したこと。ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、交付対象者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りでない。
- (ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
- (イ) 公共職業安定所
- (ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
- (エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所
- (オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
- (カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
- (キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
- (ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
- (ケ) その他市長が認めるもの
- エ 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている県内医療機関等への就業でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。
- カ 就業先の県内医療機関等に、申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (4) 就学に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 事業対象資格を有していないこと（保有する事業対象資格と異なる事業対象資格を取得しようとする場合は除く。）。
- イ 県内医療機関等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、次に掲げるいずれかの県内の養成機関（通信制を除く。）に就学すること。
- (ア) 医師養成校
- (イ) 薬剤師養成校
- (ウ) 看護師等養成所
- (エ) 診療放射線技師養成校
- (オ) 臨床検査技師養成校
- (カ) 理学療法士養成校
- (キ) 作業療法士養成校
- (ク) 言語聴覚士養成校
- (ケ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校
- (コ) 救急救命士養成校
- (サ) 管理栄養士養成校
- (シ) 栄養士養成校
- (ス) 保育士養成校

- (セ) 社会福祉士養成施設
- (ソ) 介護福祉士養成施設
- (タ) 介護福祉士実務者養成施設
- (チ) その他市長が認めるもの

ウ イに掲げる養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内医療機関等において、3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。

エ 申請時において、イに掲げる養成機関に在籍していること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、1,000,000円（交付対象者の世帯がひとり親世帯である場合にあっては2,000,000円）に、交付対象者に帯同して移住した18歳未満の世帯員一人につき1,000,000円を加算した額とする。

2 支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

3 支援金は、令和6年度弘前市東京圏UJIターン就職等支援金交付要綱（令和6年弘前市告示第281号）に基づく移住支援金の交付の対象となる者を含む世帯を構成する者に対しては交付しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の移住支援金の交付の決定を受けた者の世帯がひとり親世帯である場合にあっては、支援金を交付することができる。この場合において、支援金の額は1,000,000円とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住元の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍の附票
- (2) 就業証明書（様式第2号）、事業対象資格を有することを証する書類及び職業紹介機関の紹介を経て応募したことが分かる書類（第3条第4号に該当する場合に限る。）
- (3) 就学先の在学証明書（第3条第5号に該当する場合に限る。）
- (4) 移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票
- (5) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請書等の提出期限は、令和7年1月17日とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 交付対象者は、支援金の交付を受けるにあたり、法令、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年弘前市規則第10号）及び令和6年度青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月26日施行）の定め並びに当該要綱に基づく補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく青森県知事の命令を遵守しなければならない。

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、第6条の規定による支援金の交付の決定をしたときは、速やかに令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 第6条の規定による審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付を不可とする場合は、その旨を当該申請者に通知する。

（支援金の請求等）

第9条 支援金の請求は、令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に、口座振込により交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付の決定を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（決定の取消し）

第11条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が、この要綱の内容又は市長の指示に違反し、又は次条第1項各号の区分に応じて、それぞれに掲げる要件に該当したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還請求）

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）が次の各号の区分に応じて、それぞれの掲げる要件に該当する場合は、次に定める支援金の額の返還を請求するものとする。

(1) 事業対象資格を有し、県内医療機関等において医療・福祉職に就業した場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

(ア) 虚偽の申請等が判明した場合

(イ) 申請日から3年未満に本市から県外に転出した場合（本市から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(ウ) 申請日から1年未満に支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

(エ) その他青森県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 半額

(ア) 申請日から3年以上5年以内に本市から県外に転出した場合（本市から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(イ) 申請日から1年以上3年以内に支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

(ウ) その他青森県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 県内医療機関等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、第3条第5号イに掲げる養成機関に就学した場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

(ア) 虚偽の申請等が判明した場合

(イ) 申請日から3年未満に本市から県外に転出した場合（本市から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(ウ) 第3条第5号イに掲げる養成機関を卒業できなかった場合

- (エ) 第3条第5号イに掲げる養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
 - (オ) その他青森県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合
 - イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 半額
 - (ア) 申請日から3年以上5年以内に本市から県外に転出した場合（本市から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）
 - (イ) 第3条第5号イに掲げる養成機関を卒業した日から1年以内に支援金の交付に係る就業先に就業しなかった場合
 - (ウ) 第3条第5号イに掲げる養成機関を卒業した日から1年以内に支援金の交付に係る就業先に就業するも、就業した日から1年未満に退職し、又は解雇された場合
 - (エ) その他青森県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合
 - ウ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 4分の1相当の額
 - (ア) 第3条第5号イに掲げる養成機関を卒業した日から1年以内に支援金の交付に係る就業先に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に退職し、又は解雇された場合
 - (イ) その他青森県知事及び市長が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合
- 2 市長は、前項第1号ア(エ)、イ(ウ)、第2号ア(オ)、イ(エ)、ウ(イ)の要件に該当する場合、県と協議の上、返還に係る決定内容を令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還通知書（様式第5号）により当該支援金受給者に通知する。
- 3 支援金受給者は、第1項の要件に該当しないことを証明するため、次の各号の区分に応じて、申請を行った次の年度から毎年度、当該年度の翌年度4月30日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 事業対象資格を有し、県内医療機関等において医療・福祉職に就業した場合
 - ア 就業先の就業証明書（様式第2号）
 - イ 現住所が分かる書類
 - (2) 県内医療機関等において医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、第3条第5号イに掲げる養成機関に就学した場合
 - ア 就学先の在学証明書（就業した場合は、前号アの就業証明書）
 - イ 現住所が分かる書類
- 4 支援金受給者は、第1項の要件に該当する場合は、市に対して速やかに報告するものとする。（返還の免除）
- 第13条 支援金受給者は、前条に規定する要件に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、支援金受給者又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書（様式第6号）及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、県と協議の上、返還の免除の可否に係る決定内容を令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書（様式第7号）又は令和6年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書（様式第8号）により当該支援金受給者に通知する。（返還請求に係る情報共有）
- 第14条 市長は、支援金受給者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し

てその旨通知する。

- 2 市長は、県内の他市町村において支援金と同等の支援金等の交付を受けた者が当市へ移住し、その後県外に転出した場合は、当該他市町村に対してその旨通知する。
- 3 市長は、返還請求を行うべき事案が生じた場合は、速やかに県と情報共有する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度において交付の決定をする支援金の申請について適用する。